

せたな町ゼロカーボン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 2030年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するとともに、地域経済の活性化、防災力の向上などを図るため「せたな町ゼロカーボン推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項等について協議するものとする。

- (1) セタナ町地域エネルギービジョンの推進に関すること。
- (2) セタナ町地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (3) セタナ町のゼロカーボン推進に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業関係団体に属する者
- (3) 地域住民
- (4) 関係行政機関に属する者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は18名以内とする。

4 協議会には関係機関等からオブザーバーの参加を求めることができる。

(会長及び職務の代理)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の中からこれを選任する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、最初に開催される会議は町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、委員が会議に出席できない場合、当該委員の委任を受けた者の代理出席

を認めることができる。

4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

第6条 協議会に会議の協議事項に関し、詳細な検討を行う専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員の中から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、せたな町まちづくり推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。